

令和8年度 南部町奨学金の貸付について

南部町では、健康で勉学の意欲があり、経済上の理由により修学が困難と認められる方に対し、修学のための奨学金を貸与します。令和8年度の奨学生について、以下のとおり募集します。

1 対象者

町内に引き続き6ヶ月以上居住している人の子どもで、下記の項目にすべて該当する方。

- (1) 令和8年4月1日現在、高等学校以上の学校に在学していること。
- (2) 経済的な理由により学費の支払いが困難であると認められること。
- (3) 学業成績が優良であること。(評定平均が概ね3.0以上。)

2 対象となる学校と貸与する奨学金の額

学校の区分	奨学金の月額
高等学校等	2万円以内の額
高等専門学校	1学年～3学年 2万円以内の額 4学年～5学年 3万円以内の額
専修学校・各種学校 (高卒を入学資格とする者)	3万円以内の額
短期大学	3万円以内の額
大学	4万円以内の額

※ 大学院(修士課程・博士課程)は、奨学金の対象外です。

3 入学金

対象となる学校 大学・短期大学
貸与金額 30万円以内

4 貸与の期間

その学校の正規の修学期間を限度とします。

5 申請方法

令和8年4月1日から「奨学金貸付申請書」を配布しますので、必要な書類を添付し、南部町役場2階 教育委員会 学務課まで提出してください。

6 申請受付期間

令和8年5月1日(金) から 令和8年6月1日(月)まで

(土、日曜日、国民の祝日を除く)

7 必要な書類

(1) 奨学金貸付申請書

※ 申請には、連帯保証人（奨学金返還の責任を負うことのできる人）が2名必要となります。氏名を自署によりご記入ください。

連帯保証人になれる人

◎本人の保護者等（父母又はこれに代わる者で町内に居住し、独立の生計を営む者）

※両親そろって連帯保証人になることはできません。

◎三八管内に居住している者で独立の生計を営む別世帯の者（保護者以外）

(2) 在学証明書 …令和8年4月1日以降発行のもの

(3) 成績証明書 …前年度卒業校のもの（開封無効）、新入学でない学年途中での申請の場合は、現在在学する学校の前学年までのもの

(4) **本人の保護者全員（父母、又は後見人等）の前年（令和7年）の収入がわかる書類** …【源泉徴収票（写）】又は【町・県民税申告書（写）】

(5) **本人の保護者全員（父母、又は後見人等）及び連帯保証人の【完納証明書】又は、滞納がない旨の証明書（令和7年度分）** ※課税されていない方

※ 現在奨学金を返済中の方・過年度及び当該年度で税金の滞納がある方は、連帯保証人になることはできません。

(6) 入学金を希望する場合は、入学金の額がわかる書類等の写し

8 奨学生の採用

申請のあった書類については、学業の成績、家庭の経済事情、他の団体からの奨学金の交付状況等をもとに採用選考・決定します。

9 決定の通知

7月上旬、本人に決定（採用・不採用）通知する予定です。

10 契約の締結

採用となり奨学金の貸与を行う場合には、南部町教育委員会と奨学生本人、連帯保証人（2名）との間で、貸与契約を締結することとなります。

11 奨学金の貸与方法

奨学金は、本人名義の指定銀行口座に振り込みとなります。

振込通知はいたしませんので、各自入金を確認してください。

◎ 振込日—毎月15日（土・日・祝日の場合はその前日）

12 奨学生の遵守事項

奨学生は、学業に奨励し、操行に気をつけ、成業することを目指してください。

また、停学、休学、転学、退学や住所変更の場合には、南部町教育委員会に報告してください。

13 奨学金の貸与の中止

奨学生が停学処分や休学となった場合には、その期間の奨学金の貸与は行いません。

14 契約の解除

奨学生が退学や死亡、心身の故障等で学業の継続が不可能となった場合には、契約を解除し、貸与を受けている奨学金の全額を返還することとなります。

15 返還の方法

- ① 奨学生が学校を卒業した後（貸与終了後）、10年以内に償還となります。
- ② 支払方法は、年1回払い、年2回払い又は月払いのいずれかを選択いただき指定銀行口座から振替での返還となります。

※ 奨学金に係る学校を卒業後、別の学校において修学しているとき等、償還を猶予することができます。

16 特別事情による返還の変更等

病気等で特に返還が困難な場合等やむを得ない事情があると認める時は、申請により返還方法の変更等を行うこともあります。

17 南部町に一定期間居住した場合の返還の免除

奨学生が学校を卒業後、5年以内に南部町に居住し、引き続き10年以上居住する旨の申請をし、実際その期間居住した場合には、貸与を受けた奨学金の2分の1以内の額の償還を免除します。（入学金については、対象外です。）

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

○ お問い合わせ

南部町教育委員会 学務課【南部町役場 2階】

〒039-0592 南部町大字平字広場 28-1

TEL : 0178-38-5968